

## 町田市福祉のまちづくり総合推進条例 特定都市施設整備項目表(共同住宅等)

(遵) 遵守基準		多数の者が利用するもの 特定経路は、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、地上階にあるものに限る。)までの経路のうち1以上 ※多数のものが利用する居室、みんなのトイレ、障がい者用駐車区画を設ける場合、下記経路は移動等円滑化経路を適用。 ①道等から多数のものが利用する居室(以下、「利用居室」という。)までの経路 ②利用居室(利用居室がないときは道等)からみんなのトイレまでの経路 ③障がい者用駐車区画から利用居室(利用居室がないときは道等)までの経路								
(整) 整備基準		多数の者が利用するもの 特定経路は、次に掲げる経路について、それぞれ1以上 ①道等から各住戸までの経路 ②各住戸から障がい者用駐車区画 ※不特定若しくは多数のものが利用し、主として高齢者、障がい者が利用する居室等、みんなのトイレ、障がい者用駐車区画を設ける場合、下記経路は移動等円滑化経路を適用。 ①道等から不特定若しくは多数のものが利用し、主として高齢者、障がい者が利用する居室等(以下、「利用居室等」という。)までの経路 ②利用居室等(利用居室等がないときは道等)からみんなのトイレまでの経路 ③障がい者用駐車区画から利用居室等(利用居室等がないときは道等)までの経路								
整備項目	経路	チェック		整備内容				緩和措置	審査	
		(遵)	(整)							
1 特定経路	特定		1	特定経路上には、階段又は段を設けない ⇒ 床面積の合計が2,000㎡未満で、階数が4以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。 ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。				適 否		
2 出入口	一般	—	—	1	出入口のうち1以上は次に掲げるもの				—	
		—		2	直接地上へ通ずる出入口の幅 85cm以上				cm	
		—		3	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				適 否	
	特定	—	—	4	幅 85cm以上 (特定経路上のEVのかご・昇降路の出入口を除く。)				cm	1
		—		5	幅 85cm以上 (特定経路上の直接地上へ通ずる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く。)				cm	1
		—		6	直接地上へ通ずる出入口 幅100cm				cm	2
		—		7	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				適 否	
3 廊下等	一般	—		1	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ				適 否	
		—		2	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設				有 無	
		—	—	3	幅 120cm以上				cm	
	特定	—		4	幅 140cm以上				cm	3
		—		5	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない構造				有 無	
		—		6	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				適 否	
4 階段	一般	—	—	1	段がある部分に、連続した手すりの設置				有 無	
		—		2	踊場を含め、連続した手すりの設置				有 無	
		—		3	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ				適 否	
		—		4	踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能				適 否	
		—		5	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造				適 否	
		—		6	段の上下端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設				有 無	4
		—		7	主たる階段は回り階段でないこと				適 否	5
		—	—	8	階段の1以上は、次に掲げるもの				—	
		—		①	踊場に、連続した手すりの設置				有 無	6
		—		②	踊場を含め、両側に連続した手すりの設置				有 無	6
—		③	けあげ18cm以下、踏面26cm以上				けあげ 踏面	cm cm	6	
—		④	階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。)				cm	6		
5 れ階に併に設すわり傾斜路はこ	一般	—	—	1	こう配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置				有 無	
		—		2	連続した手すりの設置				有 無	
		—		3	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ				適 否	
		—		4	前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能				適 否	
	特定	—		5	幅 120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)				cm	
		—		6	こう配 1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)				1/	
		—		7	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置				有 無	
		—		8	両側に側壁又は立ち上がりの設置				有 無	
		—		9	始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置				有 無	

町田市福祉のまちづくり総合推進条例  
 特定都市施設整備項目表(共同住宅等)

整備項目	経路	チェック		整備内容	適	否	緩和措置	審査
		(遵)	(整)					
6 エレベーター及びその乗降ロビー (※2)	特定		—	1 各住戸、みんなのトイレ、障がい者用駐車区画のある階、地上階に停止	適	否		
		—		2 多数の者が利用する階に停止	適	否		
				3 かが・昇降路の出入口の幅 80cm以上		cm		
			—	4 かがの奥行き 115cm以上		cm		
		—		5 かがの奥行き 135cm以上		cm	7	
		—		6 かがの幅 140cm以上		cm	7	
		—		7 車いす使用者の転回に支障のない構造	適	否	7	
				8 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上		cm		
		—		9 EV付近に階段を設ける場合に、乗降ロビーに転落防止策	適	否		
				10 かが内及び乗降ロビーに、車いす使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置	有	無		
		—		11 かが内・乗降ロビーの制御装置(車いす使用者対応制御装置以外に制御装置を設ける場合はその位置に設けるもの)は、点字等(※3)視覚障がい者が円滑に操作可能な構造	適	否		
		—		12 かが内に、停止予定階、かがの現在位置を表示する装置の設置	有	無		
		—		13 かが内に、到着する階、かが・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有	無		
		—		14 乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を表示する装置の設置	有	無		
		—		15 かが内又は乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を知らせる音声装置の設置	有	無		
				16 その他、高齢者、障がい者等が支障なく利用できる構造(※4)	適	否		
7 のべ使用 昇降機 特殊な 形状の 構造の エ又は 他レは	特定	—	—	1 エレベーターにあっては次に掲げるもの		—		
				① 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適	否		
				② かがの幅 70cm以上 かつ 奥行き 120cm以上		cm		
				③ 車いす使用者がかが内で方向転換の必要ある場合は、かがの幅・奥行きを十分確保	適	否		
		—	2 エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	適	否			
8 便所 (※5)	一般			1 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
		—	—	2 便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ)は次に掲げるもの		—		
				① みんなのトイレを1以上設置		箇所		
				a 腰掛便器を適切に配置	適	否		
				b 便器の両側に手すりを設け、片側は可動式	適	否		
				c 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	適	否		
				d 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置	適	否		
				e 出入口に、すべての人が利用できる旨を表示	適	否		
				f すべての人が使いやすい設備を適切に配置	適	否		
				② 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を1以上設置		箇所		
		—	—	3 2①以外の便所を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		箇所		
		—		① 床面には、段差を設けない	適	否		
		—		② 大便器は腰掛式(1以上)	適	否		
		—		③ 腰掛式とした大便器に手すりの設置(1以上)	適	否		
—	—	4 小便器を設ける場合、次に掲げる小便所を1以上設置		箇所				
		① 床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)	適	否				
—		② 4①の規定により設けられた小便器の1以上に、手すりを設置	有	無				
9 シ浴室 又は 室 (※6)	一般			1 床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
		—	—	2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)		—		
				① 浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置	適	否		
				② 車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保	適	否		
				③ 出入口の幅 85cm以上		cm		
		④ 戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適	否				

## 町田市福祉のまちづくり総合推進条例 特定都市施設整備項目表(共同住宅等)

整備項目	経路	チェック		整備内容		緩和措置	審査
		(遵)	(整)				
10 敷地内の通路	一般			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
		—	—	2 段がある部分は次に掲げるもの	—		
				① 連続した手すりの設置	有	無	
				② 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	適	否	
				③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	適	否	
		—		④ 上下端には点状ブロック等を敷設	有	無	8
		—	—	3 傾斜路は次に掲げるもの	—		
			① こう配1/12を超え、又は高さ16cmを超えかつこう配1/20を超える傾斜には連続した手すりの	有	無		
			② 連続した手すりの設置	有	無		
			③ 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	適	否		
			4 幅 120cm以上		cm		
	—		5 幅 135cm以上		cm	9	
			6 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置	有	無		
			7 戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適	否		
	—	—	8 傾斜路は次に掲げるもの	—			
			① 幅 120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)		cm		
	—		② 幅 135cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)		cm		
		③ こう配 1/20以下		1/	10		
		④ 両側に側壁又は立ち上がりの設置	有	無			
		⑤ 連続した手すりの設置	有	無			
		⑥ 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	有	無			
		⑦ 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	有	無			
11 駐車場 (※7)	一般	—	—	1 障がい者用駐車区画を1以上設置	—		
				① 幅 350cm以上 奥行き 600cm以上		cm	
				② 障がい者用駐車区画から利用居室(等)までの経路の長さができるだけ短くなる位置	適	否	
		2 障がい者用駐車区画又は付近に利用居室(等)までの経路についての誘導表示を設置	有	無			
12 標識	一般			1 移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※8)を設置	有	無	
13 案内設備	一般	—	—	1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く)	—		
				① 移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	有	無	11
				② 移動円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※3)で視覚障がい者に示す設備の設置	有	無	
14 で案内経路設備 ま	一般	—	—	1 道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上	適	否	
		—		① 柵状ブロック等(※9)、点状ブロック等(※1)を適切に敷設又は盲戸装置等で視覚障がい者を誘導する設備を設置	有	無	
		—		② 車路に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設	有	無	
		—		③ 段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設	有	無	12
15 公共的通路	一般	—	—	1 建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	—		
				① 通路の有効幅200cm以上、通行に支障のない高さ空間を確保	適	否	
				② 通路面 段差の禁止	適	否	13
				③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ	適	否	
				④ 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障がい者用誘導ブロックを敷設	有	無	14
				⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※10)	適	否	
		—	—	2 建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	—		
				① 通路の有効幅200cm以上、当該部分の天井の高さ250cm以上		cm	
				② 通路の床 段差の禁止	適	否	15
				③ 通路の床 粗面又は滑りにくい仕上げ	適	否	
		④ 道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障がい者用誘導ブロックを敷設	有	無			
		⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※10)	適	否			

注記 1 整備内容等欄の□には、該当するものに○または✓を、その他は数値又は整備内容等を記入してください。  
 2 数字は算用数字を用いてください。  
 3 審査欄には記入しないでください。

凡例 特定:特定経路 一般:特定経路も含むすべて

## 注意

- 1 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、緩和措置を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

## 備考

- ※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※2 床面積の合計が2,000㎡未満かつ階数が5以上、並びに床面積の合計が2,000㎡以上に対して基準を適用する
- ※3 ① 文字等の浮き彫り ② 音による案内 ③ 点字及び①②に類するもの
- ※4 (社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」「JEAS-515D 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮
- ※5 多数のものが利用する便所を設ける場合
- ※6 多数のものが利用する浴室等を設ける場合
- ※7 多数のものが利用する駐車場を設ける場合
- ※8 高齢者、障がい者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z 8210に適合するもの)
- ※9 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※10 踊場も含めて両側に連続した手すりの設置、段の上下端に近接する通路部分及び段の上下端に近接する踊場(250cm以下の直進のもの除く。)に点状ブロック等(※1)の敷設、階段の項目4、5、7、8③、8④

## 緩和措置

- 1 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置:80cm以上
- 2 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置:85cm以上
- 3 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置:120cm以上(50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること)
- 4 踊場が250cm以下の直進のものである場合
- 5 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 6 高齢者、障がい者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置の場合
- 7 車いすで利用できる機種を採用する場合
- 8 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障をきたす場合 ⇒ 代替措置:仕上げの色を変えるなど
- 9 敷地の状況によりやむを得ない場合 ⇒ 代替措置:120cm以上
- 10 高さが16cm以下の場合 ⇒ 代替措置:1/8以下  
高さが75cm以下のもの、敷地の状況等によりやむを得ない場合 ⇒ 代替措置:1/12以下
- 11 当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合
- 12 ① こう配1/20以下の傾斜路の上端  
② 高さ16cm以下かつこう配1/12以下の傾斜路の上端  
③ 段がある部分・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- 13 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設ける場合  
又は道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合  
又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設けている場合
  - ① 連続した手すりの設置
  - ② 前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
  - ③ 幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上
  - ④ こう配は1/20以下
  - ⑤ 高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置
  - ⑥ 両側に側壁又は立ち上がりを設置
  - ⑦ 傾斜路の始点、終点に、車いすが安全に停止することができる平たんな部分の設置
- 14 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
- 15 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設ける場合  
又は道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合  
又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設けている場合
  - ① 連続した手すりの設置
  - ② 前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
  - ③ 傾斜の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等(※1)を敷設(こう配1/20以下のもの、高さ16cm以下、直進で250cm以下の踊場を除く。)
  - ④ 幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上
  - ⑤ こう配は1/12以下
  - ⑥ 高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置
  - ⑦ 両側に側壁又は立ち上がりを設置
  - ⑧ 傾斜路の始点、終点に、車いすが安全に停止することができる平たんな部分の設置